

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第5条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入校料を免除することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、<u>入校検定料、入校料又は寄宿舍料</u>を免除することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。